

平成27年（東）第2250号 和解仲介手続申立事件

申立人 西川峰城 外7309名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

## 主張書面（6）

平成28年10月14日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士 栗谷しのぶ

同復代理人弁護士 尾谷恒治

同 丸山輝久

同 水橋孝徳

同 清水卓

同 荒谷淑恵

同 伊藤一星

同 江口智子

同 亀岡弘敬

同 小海範亮

同 小坂 誉

同 佐藤 亮

同 園部 秀雄

同 竹内 彰志

同 戸谷 景

同 永来 知宇

同 福田 健治

同 山口 麻梨子

同 山田 さくら

<b>第 1</b>	<b>原子力損害賠償紛争解決センターの役割と審理のあり方</b> .....	<b>4</b>
1	はじめに .....	4
2	センターの役割 .....	5
3	センターにおける審理のあり方 .....	6
<b>第 2</b>	<b>被申立人主張書面（2）に対する反論</b> .....	<b>8</b>
1	「第 1 不法行為理論と中間指針追補の関係性等について」に対する反論 ....	8
2	「第 2 線量の採り方に対する反論」に対する反論 .....	10
3	「第 3 科学的知見の補足」に対する反論 .....	11
<b>第 3</b>	<b>結語</b> .....	<b>13</b>

申立人らは、本主張書面において、原子力損害賠償紛争解決センターの役割及び審理のあり方について論じた上で、被申立人主張書面（２）に対して反論する。

## 第１ 原子力損害賠償紛争解決センターの役割と審理のあり方

### １ はじめに

被申立人は、中間指針追補が自主的避難等対象区域に対する類型化された賠償を認めているものであって、那須地区が自主的避難等対象区域外にあることからすれば、那須地区の放射線量が自主的避難等対象区域と同等であることの一事をもって、自主的避難等対象区域と同様の類型的な賠償方法を採ることはできないと主張する（被申立人主張書面（２）４頁等）。

しかしながら、申立人らは、那須地区の放射線量が自主的避難等対象区域と同等であることの一事をもって賠償を求めているわけではない。申立人らは、那須地区における事情として、空間線量の高さや土壌汚染、食品汚染の状況、福島県との距離的な近接性等を個別具体的に主張立証し、これらの個別具体的な事情が、那須地区に見られる共通項であって、那須地区の住民のうち少なくとも申立人らに一定の差異はあるものの共通してみられる被害をもたらしていることを主張している。また、そのように共通する被害の立証をするために、子育て世帯、高齢世帯、避難者、妊婦等の属性を網羅した申立人らの陳述書を提出した他、申立人ら全世帯を対象としたアンケートを実施し、その結果を個人票という形で提出することを予定している。このように申立人らは、個別具体的な主張立証をしているのであり、放射線量の一事をもって類型的な賠償を求めるものであるという被申立人の理解は全く的外れである。

また、被申立人は、中間指針追補の位置づけや原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の役割について独自の主張を展開し、申立人らの主張立証のあり方を批判している。しかし、申立人らが線量の高さという一事

をもって類型的な賠償を求めるものではないことは前述のとおりであり、申立人らの主張立証方針は、中間指針追補とも整合するものである。

そこで、後記第2においては、申立人らの主張立証が中間指針追補と整合するものであることにつき詳述するが、その大前提として、センターの役割とその審理のあり方について確認しておくこととする。

## 2 センターの役割

審査会は、本件事故が「福島第一原子力発電所から半径約30km圏内を中心に福島県全体のみならず周辺の各県も含めた広範囲に」被害をもたらしたことを認め（第一次指針1頁）、周辺住民に生じたこのような未曾有の被害について、可能な限り早期の被害者救済を図ることを目的に、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示していくこととした。

そのような観点に立って、審査会が第一次指針を出したのは、本件原発事故のわずか約1か月半後である平成23年4月28日である。その後、第二次指針、第二次指針追補が出され、これらを統合する形で定められた包括的な指針である中間指針が出されたのは、本件事故発生から約5か月後の同年8月5日であった。審査会は、中間指針において、本件事故の被害の規模や範囲は未曾有のものであるため、「原子力損害の当面の全体像」を定めたに過ぎないことを明記し、中間指針に書かれていない損害が賠償されないことがないよう留意しなければならないとの注意を喚起している（中間指針2頁）。このように、審査会が示した各指針には、本件事故直後に、その時点で把握しうる限りの被害を特定したという意味で迅速な被害救済に資するという意義が認められる一方、時間的制約や調査不足から、周辺の各県の住民も含めた被害の全体像を把握しきれていないという限界をも内包していた。

審査会は、中間指針の中で盛り込むことのできなかった自主的避難に係る損害について、自主的避難者に対するヒアリング等を行い、同年12月に中間指針追

補を定めた。また、この中間指針追補は、上記の限界を前提として、自主的避難等対象区域 以外 の住民に対する損害賠償を排除する趣旨ではないことを示すため、そのような住民に対しても、個別 具体的な事情 に応じて賠償の対象と認められると明言した（中間指針追補5頁）。平成23年12月6日に開催された第18回審査会においても、中間指針追補で償いきれない損害の賠償については、センターの裁判外紛争解決手続きを利用して支払いを進めることが現実的であり、この手続きを介して中間指針追補を上回る賠償額を支払いすることも同追補に反するものではないということが、審査会において確認されている（甲95〔原子力損害賠償紛争審査会（第18回）議事録〕27頁〔中島委員意見、能見会長発言〕）。

つまり、審査会は、指針で対象とされなかった損害については、センターにおける裁判外紛争解決手続きを通じて、個別 具体的な事情 を検討することによって、適正な救済を図り、本件事故の被害者の救済を十全なものとしようと考えたのである。

### 3 センターにおける審理のあり方

上記2において述べたように、中間指針追補は、個別 具体的な事情 に応じて自主的避難等対象区域 以外 の住民に対する賠償が認められることを明らかにしている。そして、この「個別具体的な事情」の審理にあたって、センターは、これまで係属してきた他の事件においても、申立人らが居住する地域における放射能汚染の状況や地理的特性といった個別具体的な事情を検証するとともに、申立人らの属性を網羅した陳述書やアンケートといった証拠に基づいて、申立人らに共通して生じた損害を把握するという方法を採用してきている。

その具体例として、宮城県伊具郡丸森町筆甫地区住民による集団申立の事案を挙げることができる（甲96〔和解契約書〕、甲97〔和解案提示理由書〕）。東京電力は、本件事故後、宮城県伊具郡丸森町の住民のうち、事故当時に18歳

以下であった者および妊婦に対して、自主的避難等に係る損害や精神的苦痛の賠償を自主的に支払っている。これは、中間指針追補に基づく賠償ではなく、東京電力が自ら支払ったものである（甲98〔宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害賠償の開始について〕）。上記集団申立ては、このような賠償の金額を不服として、同町筆甫地区に住む住民698名が、自主的避難等対象区域と同水準の賠償を求めて和解仲介を申し立てた事案である。この事案で、申立人らは、筆甫地区の地理的特性や放射線量の状況等の個別具体的な事情についての主張立証を尽くすとともに、被害の立証にあたっては、申立人らのそれぞれの属性を網羅した陳述書や、筆甫地区の住民に対して実施したアンケートの集計結果等を証拠として提出し、他方、センターは、申立人らの中から複数の者を自ら選り出して、その者らに対する口頭審理を実施し、申立人らに共通して生じた被害の実態を把握した。そして、センターは、このような提出資料や口頭審理の結果から、筆甫地区の住民らが、自主的避難等対象区域の住民と同等の状況下に置かれていたとして、自主的避難等対象区域の住民と同様の被害が「各個人・各世帯によりその具体的内容に若干の差異はあるにせよ何らかの形であった」ことを認め（甲97・3－4頁）、自主的避難等対象区域と同水準の賠償を支払う旨の和解案を東京電力に対して提示し、被申立人である東京電力も和解に応じた。

申立人らがそれぞれ異なる境遇や環境におかれていることからすれば、一人ひとりについて生じた被害の具体的内容について差異が存在することは当然のことである。にもかかわらず、差異があるからという理由である地域における一律の被害救済が認められないということになれば、本件事故による迅速かつ適正な被害救済を実現することは困難である。むしろ、丸森町筆甫地区の集団申立てでなされたように、申立人らが置かれた放射線量等の客観的事情を把握するとともに、陳述書やアンケートといった証拠に基づいて、申立人らに共通して発生した被害の存在を把握し、適切な賠償を実現していこうというセンターにおける審理のあり方こそが、迅速適正な紛争解決を使命とするセンターの役割とも

合致する。

本件において、申立人らは、申立人らに共通して生じた被害の立証をするために、これまでに43通におよぶ陳述書を提出したほか、今後、申立人ら全世帯を対象としたアンケートの集計結果や那須地区における被害を表した映像資料等の提出を予定している。また、被害の把握をさらに十全なものとするために、センターに対して口頭審理の実施を求めているのであって、このような方法は、これまでにセンターが採用してきた審理のあり方、そして、本来センターでなされるべき審理のあり方に合致するものである。

被申立人は、本申立てにおいて申立人らに賠償が認められるためには個別具体的な被害立証が必要だと主張しているが、かかる主張は、これまでセンターが示した和解案を被申立人自身が受諾してきたこととも矛盾する。また、被申立人は、中間指針追補を超えて無限に賠償範囲が広がることも主張するが、極めて抽象的な危惧感を述べるものに過ぎない。中間指針追補の趣旨からしても、申立人らに損害賠償を認めても、個別具体的な事情なくしてその他の地域において直ちに損害賠償が認められることにはならないことは明らかである。被申立人の主張は、申立人らに生じた被害の存在を無視し、センターにおいてこそ適正迅速な紛争解決がなされるべきであるという中間指針が示した意義を軽視している。被申立人は、自らが示した最後の一人まで賠償を貫徹するという被申立人自身の誓いを果たすべきである（甲99〔損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策〕）。センターが、被申立人の誤った主張を是認することは決してあってはならない。

## 第2 被申立人主張書面（2）に対する反論

### 1 「第1 不法行為理論と中間指針追補の関係性等について」に対する反論

被申立人は、中間指針追補は一般不法行為理論に基づくものであって、センターによる紛争解決手続きは中間指針等に基づいて行われる必要があると主張し



ながらも、中間指針追補等において類型化されなかった地区については、中間指針追補による類型的な賠償方法を採用することは困難であるとして、個々人の具体的な法的保護に値する利益の侵害の存在が個別具体的に立証されなければならない、しかもその利益の侵害を判断するにあたっては、放射線被ばくによる健康影響に対する具体的な危険の発生が必要であると主張する。

しかしながら、自主的避難等対象区域の設定は、既存の行政区分に沿った一定の線引きに過ぎず、区域外の住民について同じ枠組みで判断しないのは公平公正の観点からも許されるものではない。公正公平な賠償の実現という観点に立ち、中間指針追補の判断枠組みが、自主的避難等対象区域外の住民にも採用される必要がある。そして、中間指針追補が、そのことを正面から認めていることは上述のとおりでもある。

また、中間指針追補が、「放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があ」るか（中間指針追補3頁）、このような「心理が平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有している」か（第二次追補14頁）という基準に基づいて、本件事故によって抱いた不安や恐怖への賠償を判断していることは、既に詳述したとおりである（申立人主張書面（3）4頁以下）。具体的な危険性の発生を求める基準は、明らかに中間指針追補の判断枠組みとの整合性を欠く。

さらに、繰り返し述べるとおり、低線量被ばく下での精神的苦痛に係る損害について具体的な危険の発生を求めるということは、低線量被ばくによる健康影響の発生を確実な科学的知見に基づいて立証することを求めるということに他ならない。しかし、低線量被ばくによる健康影響に関する科学的知見については、専門家の間でも見解が大きく分かれているのが現状である。もし確実な科学的知見を必要とするということになれば、中間指針追補に基づいて認められた自主的避難等対象区域の住民や、宮城県丸森町筆甫地区の住民らも賠償の対象外となりかねない。中間指針追補において、健康影響の発生について確実な科学的知見に

よる裏付けが求められていないことは、その内容やこれまでのセンターの解釈のあり方からも明らかというべきである。被申立人の主張は、いずれも中間指針追補の意義を没却するものであり、到底認められるものではない。

## 2 「第2 線量の採り方に対する反論」に対する反論

被申立人は、那須地区の本件事故発生時から平成24年8月までの空間線量率が、概ね毎時0.2～0.4マイクロシーベルト前後で推移していたとの主張の根拠として、①申立書12頁の那須町の空間線量率が平成23年3月25日以降毎時0.4マイクロシーベルトより低かったこと、②甲第6号証3頁記載の那須町の空間線量率は概ね毎時0.2～0.4マイクロシーベルトであったことを引用する（被申立人主張書面（2）8～9頁）。

この2つのデータは、いずれも同一のものであり、栃木県が、同年3月15日から、那須町役場（4階建て）屋上にてサーベイメータを用いて測定した結果である（甲100〔空間放射線量率調査結果〕）。ビル屋上での測定結果は、放射性プルームの通過時（那須地区では同年3月15日）の空間放射線量を明らかにするのに適しているが、その後の汚染状況との関係においては、屋上に降り注いだ放射性物質は風雨によって流されていくのに対して、屋上のサーベイメータは地面に沈着した放射性物質の影響をほとんど受けないため、汚染状況を明らかにするのにふさわしいデータではない。

したがって、被申立人が引用する放射線量に関する資料は、那須地区の放射線量一般を論じるにあたって、適切なデータとは言えない。

なお、那須地区の空間線量率については、すでに申立書で主張したとおりであって、たとえば平成23年5月に行われた学校の放射線量の平均値は、那須町で毎時0.9マイクロシーベルト、那須塩原市で毎時0.82マイクロシーベルト、大田原市でも毎時0.4マイクロシーベルトであり（申立書20頁）、その後同年9月から平成24年8月までの放射線量の平均値の推移を見ても、那須町や那

須塩原市では毎時0.4マイクロシーベルト前後であり、大田原市でも毎時0.3マイクロシーベルト弱であった（申立書25頁、平成28年1月28日付け申立人・求釈明に対する回答書）。

### 3 「第3 科学的知見の補足」に対する反論

被申立人は、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の2013年国連総会報告書及び同報告書の科学的附属書A並びにUNSCEAR2015年白書を取り上げて、福島県において小児甲状腺がんの発生が増加したとは言えないと主張する（被申立人準備書面（2）9-15頁）。

そもそも、被申立人が引用するUNSCEARの報告書は、その結論に至る過程が十分に示されておらず、その主張の根拠が明らかでないし、反証可能性に乏しい。このような根拠に薄い資料について、関与している科学者の人数であるとか、国連の委員会であるとかいった権威付けに基づいて最終的な結論の根拠とすることは、福島第一原発事故を引き起こした被申立人の科学的知見に対する態度としてふさわしくない。

また、被申立人が、小児甲状腺がんの増加を否定する根拠として指摘する各点は、以下のとおり、すでに申立人らにおいて反論済みである。

第一に、被申立人は、本件事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、同事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要性はないとのUNSCEAR報告書を引用する。

しかし、この記述は、チェルノブイリ事故ほどの多発は考えなくて良いとは述べているが、本件事故による甲状腺がんの増加そのものを否定しているとまで読むことはできない。実際に、UNSCEAR報告書によれば、那須地区と隣接する白河市における1歳児の本件事故後当初1年間の甲状腺等価線量は37.03ミリシーベルトとされており、那須地区においても同程度の甲状腺被ばくが予想

されるところ（申立書27－28頁）、チェルノブイリ原発事故においても、同程度の甲状腺被ばく線量の地域において甲状腺がんの増加が報告されていることは、すでに主張したとおりである（申立人主張書面（3）11－12頁、甲87、83）。

第二に、被申立人は、UNSCEARが、甲状腺調査におけるがんの高い検出率は、集中的な集団検診および使用機器の感度の高さによる結果であり、事故による放射線被ばくの増加の結果ではないとしていると主張する。

しかし、そもそもUNSCEAR報告書には、「放射線被ばくの増加の結果ではない」との記載はない。また、甲状腺がんの高い検出率について、県民健康調査検討委員会甲状腺評価部会の中間取りまとめは、甲状腺がんの多発自体は認めたと上で、被ばくによる過剰発生を否定はできないとの立場に立っている（甲50）。同中間とりまとめを受けた福島県民健康調査検討委員会も、平成28年3月の中間取りまとめにおいて、甲状腺がんの多発について、放射線の影響とは「考えにくいと評価する」が、「放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できない」としている（甲101〔県民健康調査における中間取りまとめ〕）（以上につき、申立人主張書面（3）10－11頁）。少なくとも、甲状腺がんの高い検出率は本件事故によるものではないということが、被申立人が主張するような「国際的に了解されている科学的知見」であるとは言えない。

なお、UNSCEAR報告書は、スクリーニング効果論の根拠として、「事故の影響をほとんど受けていない県で行われた調査」との比較を主張するが、ここで指摘されている環境省による青森県・山梨県・長崎県の学童を対象とする調査は、対象者が少なく、福島県民健康調査の結果と単純に比較することができないことも、すでに主張したとおりである（申立人主張書面（3）13頁、甲86・95－96頁）。

以上のとおり、被申立人の主張は、UNSCEAR報告書の内容をゆがめて紹介しているほか、報告書の内容についても、その後の議論の展開によってすでに

否定・反論されていることはこれまで主張してきたとおりであり、被申立人は、これら最新の知見に対する再反論を何ら提出することができていない。

なお、低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見や、福島県県民健康調査における甲状腺がんの多発は、あくまで申立人らの放射線被ばくに対する恐怖・不安の合理性を基礎付ける一事情として主張しているにすぎない（申立人主張書面（3）8頁）。低線量被ばくによる健康影響に係る科学的知見については、本件事故後に様々な疫学調査が実施され、専門家の間でも意見が一致していないことは、上記の議論からも明らかである。このような科学的知見の状況こそが、健康影響に対する不安を生じさせている要因のひとつとなっていることは既に述べたとおりである（申立人主張書面（3）5頁参照）。

### 第3 結語

本件事故による被害が未曾有のもので、広範囲の住民に及び、その被害の内容も多種多様であるということは誰もが認めるところであり、そのような被害を迅速に解決するために、センターが担う役割は大きい。とりわけ集団的申立において、短期間で迅速に和解を提示し、紛争を解決することの意義は重大である。

もし、センターが、申立人ら一人ひとりの被害について厳格な証明を申立人らに対して求めたり、指針の基準とは異なる裁判所の判断枠組みに無批判に追従したりすることになれば、柔軟で適切な解決を可能とする裁判外紛争解決機関としてのセンターの存在意義が失われることにもなりかねない。

本件は、7000名以上もの那須地区の住民が集団で申立人となって、本件事故から生じた被害の救済を求めものである。しかも、その申立人のうち、本件事故当時18歳以下だった子ども及び本件事故時から平成24年8月末までに妊娠していた者だけでも2000名以上にも及ぶ。申立人らは、相当程度の放射線被ばくを受け、自らが被害を被ったことを自覚しつつも、一人ではその被害を訴えることができないまま、約4年間、耐え忍んできたのである。本申立ては、裁判外紛争解決

手続きを介した集団的申立でなければ実現しえなかった。

センターにおかれては、被害の実態が国や被申立人において十分に認識されず、被害救済から取り残されてきた那須地区において、本件事故から4年以上を経て、ようやく申立人らが被害を訴えることができたという事実をまずは真摯に受け止めていただきたい。その上で、申立人らが提出する証拠等に基づいて、被害の実態を十分に把握し、申立人らが被った被害に対して迅速、公平かつ適正な賠償を実現する内容の和解案を提示されたい。申立人らも、申立人らの代理人らも、そのことを強く望むものである。

以 上